



新入社員が会社を選ぶ際、この会社で自分は成長できるのかという点は重要なポイントです。雇用保険制度でも、「人への投資」の強化等のため、働く人向け教育訓練やり・スキリング支援を拡充することになり、この度法律が改正されました。ここでは、雇用保険の被保険者に関する改正点の概要をご紹介します。

1. 令和6年10月1日～ 教育訓練給付が拡充されます

○雇用保険の被保険者又は離職後1年以内の者が、厚生労働省が指定する教育訓練を受講・修了した場合に、その費用の一部が支給される制度で、講座の内容に応じ、下記の3類型が設けられている。今回の改正により、赤字の給付(New)が拡充される。

	一般教育訓練給付金	特定一般教育訓練給付金	専門実践教育訓練給付金
目的	雇用の安定・就職の促進に資する訓練講座 例: TOEIC、簿記検定、宅建、CAD、Web クリエータ、社労士、税理士、機械運転関係	労働者の速やかな再就職及び早期のキャリア形成に資する教育訓練講座 例: 大型自動車第1種免許等、医療、保険衛生関係の講座(介護職員、初任者研修等)	労働者の中長期的キャリア形成に資する専門的・実践的な教育訓練講座 例: 医療・社会福祉、保健衛生関係の専門資格(看護師・介護福祉士等) デジタル関連技術の習得講座(データサイエンティスト養成コース等)、専門職大学院等
給付の内容	・受講費用の20%(上限10万円)を受講終了後に支給	・受講費用の40%(上限20万円)を受講終了後に支給。 New (拡充) ・資格を取得し、就職等した場合、受講費用の10%を追加支給。	・受講費用の50%(上限年間40万円)を6ヶ月毎に支給。 ・訓練終了後1年以内に、資格取得等し、就職等した場合には、受講費用の20%(上限年間16万円)を追加支給。 New (拡充) ・訓練受講後に賃金が上昇した場合、受講費用の10%を追加支給。

2. 令和7年4月1日～ 自己都合離職者の給付制限が短縮されます

- 現在、自己都合離職者については、失業給付の受給にあたり待満期の翌日から原則2ヶ月間の給付制限があるが、1ヶ月へ短縮される。(ただし、5年間で3回以上の自己都合離職の場合は3ヶ月)
- また、離職期間中や離職日前1年以内に、自ら雇用の安定及び就職の促進に資する教育訓練を行った場合は給付制限が解除される。

3. 令和7年10月1日～ 「教育訓練休暇給付金」が創設されます

- 雇用保険の被保険者期間が5年以上ある労働者が、教育訓練のための休暇(無給)を取得した場合、「教育訓練休暇給付金」を支給。
* 給付の内容は、離職した場合に支給される基本手当の額と同じ。
* 給付日数は被保険者期間に応じて、90日、120日、150日のいずれか。

4. 令和10年10月1日～ 雇用保険の適用が拡大されます

- 雇用保険の被保険者の要件のうち、週所定労働時間を「20時間以上」から「10時間以上」に変更し、適用対象を拡大。
* 被保険者期間の算定基準: 賃金支払いの基礎となった日数が11日以上→6日以上、または、賃金の支払の基礎となった労働時間数が80時間以上→40時間以上ある場合を1月とカウントするよう改正。